

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 10 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24520430

研究課題名(和文) 言語構造に符号化された手続き的制約と語用論的推論についての研究

研究課題名(英文) A Study of Procedural Constraints Encoded by Linguistic Construction and its Pragmatic Inference

研究代表者

大津 隆広 (OTSU, Takahiro)

九州大学・言語文化研究科(研究院)・教授

研究者番号：90253525

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：手続き的制約は言語構造の弁別化に有効である。do it照応や空補文照応は指示対象をコンテキストから義務的に補充する意味の手がかりを符号化している点で飽和という表意構築プロセスと関わる。それに対して、do thisのような直示的表現は聞き手の注意を直示領域の特定の項目へ向ける。一方、論理形式に欠損要素をもつ言語構造として、動詞句削除は、統語的手がかりが義務的に非明示要素の補充を指図する点で飽和が関わっている。また、文断片的発話の意味解釈には自由拡充という表意構築のプロセスが関わり、自由拡充を要する典型的な構造よりも相対的に大きい処理労力を相殺する認知効果を得るのは、慣習的に使用されるからである。

研究成果の概要(英文)：Procedural constraints are successful in differentiating a variety of linguistic constructions. “Do it” anaphora and Null complement anaphora involve saturation in that those anaphora encode a semantic cue to instruct the obligatory supplementation of the referent from the contextual information. In contrast, deictic expressions such as “do this” instruct the shift of the addressee’s attention focus into a particular item in the deictic situation. On the other hand, VP ellipses, whose logical form have missing constituents, involve saturation in that they encode a syntactic clue to instruct the obligatory supplementation of those constituents. In contrast, the interpretation of sentential fragments involves free enrichment. Sentential fragments provide cognitive effects to offset the relatively greater processing cost than the typical constructions requiring free enrichment because they are used conventionally.

研究分野：認知語用論

キーワード：手続き的制約 言語構造 照応 直示的表現 省略 文断片的発話 飽和 自由拡充

1. 研究開始当初の背景

(1) 言語構造に含まれる要素には、心的プロセスを受ける概念に写像されるものと、直接的に心的プロセスに写像されるものがあり、それらは異なる理論的説明が必要である。後者のような心的プロセスは、言語表現を含む発話解釈の手続き的制約に関する研究として、関連性理論が説明すべきひとつの大きなテーマである。Diane Blakemore の一連の研究を軸に、国内外の関連性理論研究者によりさまざまな言語表現の手続き的説明が試みられてきた。手続きを符号化した言語表現とは、「推論的關係によりそれらを含む発話の解釈に制約を課す表現」である (cf. Blakemore (1987: 105))。

(2) これまで、概念と手続きの区別についての議論は、もっぱらその分析の中心であった談話標識を始め、代名詞 (cf. Wilson and Sperber (1993)、文副詞 (cf. Ifantidou-Trouki (1993)、Ifantidou (2001)、挿入動詞句 (cf. Rouchota (1998)、Ifantidou (2001))などで行なわれてきた。しかし、手続き的表現が発話解釈に課す制約が複雑であることも議論されてきた。これは、手続きそのものが意図された認知効果に関する情報だけではないという適用範囲の広がりを示すものであり、Blakemore (2002: 98)も、「手続き的制約は、言語表現や構造がそれを含む発話の解釈に関わる推論の情報を符号化するあらゆるやり方を捉えるものである」と修正を加えている。

(3) 手続き的制約の適用範囲は、2010年10月にマドリッドで開かれた国際会議 Procedural Meaning: Problems and Perspectives International Conference とその論文集 Procedural Meaning: Problems and Perspectives (Current Research in the Semantic/Pragmatics Interface, eds. V. Escandell-Vidal, M. Leonetti and A. Ahern, Emerald Group Publishing, 2011)において、時制や相、語順などの分析にも及んでいる。しかしながら、言語の形式や構造が発話の解釈に関わる心的プロセスおよびそれに符号化された手続き的制約については、十分に議論されているとは言えない。

2. 研究の目的

(1) われわれは、言語の獲得や習得の進化の過程において、当然と思われることは繰り返したり述べたりせずに、照応表現や省略表現、あるいは文断片発話などの最小限に符号化された言語形式や構造を行い、語用論的推論を最大化する方法で解釈する語用論的能力を発達させてきた。先行談話で述べられた対象や聞き手にとって認知的際立ちが高い対象を拡充するという認知行為は、コミュニケーションを円滑に管理するものである。本研究は、関連性理論の観点から、これらの表

現形式が意味解釈(拡充対象の確定)に関わる心的メカニズム、および意図された発話解釈への手続き的制約の差異を説明することを目的とする。

(2) 本研究で取り扱う形式や構造は、言語に最小限に符号化され、その解釈には語用論的推論が最大化される以下のような構造である。

do it 照応: I don't seem to be able to do it.

直示的表現: Got to do this with our eyes wide open.

動詞句削除: John, you mustn't.

自由拡充構造: It's snowing.

文断片的発話: The monster!

上記の言語形式の共通点として、このままでは意味的に不完全であるために、語用論的推論により真偽を問うことができる命題内容まで意味を拡充しなくてはならない。それぞれの言語形式が独自に符号化した手続き的制約の差異の明確化が本研究の目的である。

3. 研究の方法

本研究の研究方法は以下のとおりである。

(1) 意味拡充を必要とする言語形式(動詞句照応、直示的表現、省略表現、自由拡充構造、文断片的発話)が符号化する手続き的制約を究明するための関連文献として、以下の図書の収集と分析を行なう。

語用論(関連性理論を含む)関係図書-手続き的制約の適用範囲の広がり

認知科学・言語哲学関連図書-発話解釈に関わる心的プロセス

英語学関連図書-照応、省略、文断片的発話などの構造

(2) 形式や構造と手続きの研究における問題点の整理を行なう。

動詞句照応、省略表現、自由拡充構造、文断片的発話のそれぞれの構造の明確な区別を行なう。

さまざまな言語形式の意味解釈に関して、文法レベルでどの程度説明が可能か。

言語形式(構造)に符号化された意味の説明に対して、関連性理論のような認知語用論はどの程度応用が可能であるか。

(3) 小学館コーパスネットワークがサービスを提供する BNC(British National Corpus)、Collins Wordbanks などの言語コーパス(特に話し言葉のサブコーパス)、映画のスク립トなどから、動詞句照応、直示的表現、省略表現、自由拡充構造、文断片的発話の例を収集し、整理を行ない、それぞれの言語形式がそれを含む発話の意味解釈に与える手続き的制約について、コンテキストを考慮した分析を行ない、意味拡充のプロセス、拡充される要素について分析する。

(4) 国内学会への参加と研究機関への調査、国際学会（国際語用論学会など）への参加や調査研究を目的とした海外渡航を行なう。

(5) 研究過程での論文および口頭発表、実績報告書の作成、研究成果の発表、公開を行い、学術的に貢献する。

4. 研究成果

語用論的推論による意味拡充という手続き的制約を共有しているさまざまな言語構造（表現）について、その心的プロセスの差異を明確化することで、多様な意味拡充のプロセスを制御するわれわれの認知能力を考察することができる。以下のような観点で、さまざまな言語構造が符号化する手続き的制約（指示対象にアクセスする心的プロセスへの操作）の差異について考察を行ない、言語構造の手続き的分析の有効性を結論づけた。

(1) 照応表現と直示表現の区別の明確化

do it 照応や空補文照応のような動詞句照応と do this のような直示的表現は、ともに言語形式そのものがそれを含む発話の意味解釈のための手続き的制約を符号化している。直示的表現は、聞き手の注意の焦点を直示領域の一部である特定の項目へ向けさせる指図を手続き的制約として符号化している。これにより、聞き手の注意の焦点は談話において既存のものからコンテキストにより派生された特定のものへと変化することになる。それに対して、動詞句照応は、指示対象をコンテキストから義務的に補充するための意味の手がかりをその形式の中に符号化している点で、飽和という表意構築プロセスを語用論的推論において要する構造である。また、注意の焦点は、聞き手の頭の中にすでに確立されたまま保つように指図されている。この点で、両者は指示対象にアクセスする操作において異なる手続きを符号化しており、直示的表現には照応表現のようなメタ表示分析は当てはまらないと言える。それは、照応表現の指示対象は話し手の心的表示の中の焦点であり、直示表現ではそれは作動記憶内にアクセスされるという Gundel, Hedberg and Zacharski (2012: 1) の認知ステータスの見方とも一致する。

(2) 伝統的な Hankamer and Sag (1976) の二分法への反論

動詞句削除と直示的表現において、指示対象は言語的あるいは非言語的コンテキストから確定されなくてはならない。伝統的な照応プロセスの二分法について Hankamer and Sag (1976) は、動詞句削除は直示的に用いられ、非言語的コンテキストに存在する対象を直接指示することができることを説明する。つまり、両者は同じ心的プロセスを経て指示対象に辿り着くと考えられている。しかしながら、

動詞句削除と直示的表現は明らかに異なる言語形式であるので、手続き的制約の違いがあると考えられ、動詞句削除は、削除という統語の手がかりが義務的に非明示的要素の補充を指図するため、動詞句照応と同様の飽和により意味補充が行なわれる。このことにより、伝統的な二分法の論理的枠組みが誤りであることがわかる。

(3) 論理形式において欠損要素を含む言語構造の手続き的制約の区別

手続き的制約に基づく言語機能の弁別化は、論理形式において欠損要素をもつ言語構造においても有効である。動詞句削除と自由拡充構造はその論理形式の段階で欠損要素を含む点で類似している。両者の違いは、動詞句削除では非明示項の補充の言語的手がかりとしての指標辞が省略という形で明示的であるのに対して、自由拡充構造では発話解釈時に語用論的に調整される形で確定される。手続き的分析は論理形式において欠損要素を含む類似の言語構造の認知プロセスを区別することができる。

(4) 類似の意味拡充プロセス内の語用論的推論の違い

文断片的発話は自由拡充構造と同様に、自由拡充という認知プロセスにより欠損要素の補充及び意味解釈が行なわれると考えられる。しかし、論理形式を考えた場合、文そのものの形式を保持していないために、明らかに文断片的発話のほうが自由拡充構造よりも欠損要素を補充する項の決定が難しく、その解釈はより語用論的推論に依存しているように思われる。しかしながら、処理コストが大きいにも関わらず認知効果を生み出す（つまり、その伝達と認知が瞬時に行なわれる）のは、文断片的発話の使用の慣習性と深く関わっているからだとと言える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計5件)

大津隆広、調整と手続き的制約-関連性理論からみた after all と「だって」、日本英文学会第 87 回大会 Proceedings/九州支部第 67 回大会 Proceedings、査読有、2015、304-305

Takahiro Otsu、Modulation as a Procedural Constraint: A Relevance-theoretic Account of After All and Datte, Studies in Languages and Cultures、査読有、Vol.33、2014、1-18

大津隆広、言語表現が符号化する手続き-手続き的分析の利点、言語文化論究、査読有、第 30 号、2013、1-11

大津隆広、「だって」の語用論-正当化、

同意、情意のコンテキスト、日本語学 5
月号、査読有、第 32 巻 6 号、2013、100-111

大津隆広、照応とメタ表示-動詞句照応が
符号化する手続き、ことばを見つめて-
内田聖二先生退官記念論文集、査読有、
2012、37-47

〔学会発表〕(計 5 件)

Takahiro Otsu、From Justification to
Modulation: Procedural Constraint of
After All and *Datte*、14th International
Pragmatics Conference (University of
Antwerp, Belgium)、2015.7.28

大津隆広、調整と手続き的制約-関連性理
論からみた *after all* と「だって」、日本
英文学会第 67 回九州支部大会(招待発表、
福岡大学) 2014.10.26

Takahiro Otsu、Modulation Marker: A
Relevance-theoretic Account of *After
All* and *Datte*、6th Intercultural
Pragmatics and Communication
Conference, University of Malta、
2014.5.31

Takahiro Otsu、Procedures Encoded by
the Structures of the Linguistic
Expressions、13th International
Pragmatics Conference (India Habitat
Centre, New Delhi)、2013. 9.12

〔図書〕(計 1 件)

大津隆広、九州大学出版会、発話解釈の
語用論、2013、221

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

[http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/search/
details/K001753/index.html](http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/search/details/K001753/index.html)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大津 隆広 (OTSU, Takahiro)

九州大学・大学院言語文化研究院・教授

研究者番号：90253525

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし